

○愛東町人権啓発センター設置条例

（平成4年6月25日
条例第13号）

改正 平成6年6月30日条例第10号

（設置）

第1条 この条例は、同和問題の早期解決のために町民の人権啓発の総合的な推進を図り、社会福祉および保健衛生に関する事業等を行い、もって、地域住民の物心両面にわたる生活の改善および向上を図るため愛東町人権啓発センターを設置する。

（名称および位置）

第2条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 愛東町人権啓発センター
位 置 愛東町大字梅林164番地の2
（事業）

第3条 愛東町人権啓発センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人権啓発、交流活動および広報に関すること。
- (2) 各種相談に関すること。
- (3) 社会福祉の増進および保健衛生の普及に関すること。
- (4) 同和対策の連絡調整および推進に関すること。
- (5) 社会調査および研究事業に関すること。
- (6) 教育文化の向上に関すること。
- (7) 施設等の公共的利用に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業（使用料）

第4条 愛東町人権啓発センターの使用料は、別表のとおりとする。
（運営委員会）

第5条 愛東町人権啓発センターの円滑な運営を図るため、地域総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則（平成6年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

愛東町人権啓発センター使用料

（単位：円）

時間 室名	9：00 12：00	12：00 17：00	17：00 22：00	9：00 17：00	12：00 22：00	9：00 22：00
交流の間	1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
研修室	800	1,000	1,200	1,800	2,000	2,800
談話室	400	600	800	1,000	1,400	1,800